

令和7・8年度 智頭町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請手続きについて （物品・役務等）

令和7・8年度智頭町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書の受付を行います。

智頭町の物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の入札に参加を希望する者は、以下により申請書を作成し提出してください。

1 申請の受付期間等

【受付期間】

①定期受付期間

令和7年2月3日から令和7年2月28日まで（必着）

※ 定期受付期間内に受理したものについては、令和7年4月1日より有効となります。

②随時受付期間

定期受付終了後随時受付可

※この場合において、資格の有効期限の始期が令和7年4月1日とならないことがあるので注意してください。

【受付方法】

原則として、郵送又は持参とする。

《郵送又は持参の場合の提出場所》

智頭町地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（智頭町役場2階）

2 申請書等の入手方法

令和7・8年度智頭町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の様式は智頭町のホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www1.town.chizu.tottori.jp/1/>

（智頭町HPで「地域整備課 入札参加資格」と検索してください。）

3 提出書類

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- (2) 許認可一覧表（様式2）※
- (3) 営業許可・認可等証明書【写し】※
- (4) 使用印鑑届【原本】※
- (5) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書【写し可】
- (6) 納税証明書（国税）【写し可】
- (7) 納税証明書（県税）【写し可】※
- (8) 納税証明書（町税）【写し可】※
- (9) 商業登記簿の謄本【写し可】

(10) 委任状 ※

※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意すること。（4を参照）

4 記入方法

各様式への記入に当たっては、5の申請に係る注意事項に留意し、次により明瞭に記載すること。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（様式1）

ア 別紙の記載例に参考に記入すること。

イ 営業種目については、登録を希望する営業種目について記入すること。なお、契約実績等については記載を任意とする。

(2) 許認可一覧表（様式2）

ア 登録を希望する営業種目において、必須・いずれか必須となっている許認可がある場合は、提出がないと登録出来ません。

イ 登録を希望しない営業種目に対する許認可は提出されても審査しませんので、ご了承ください。

(3) 営業許可・認可等証明書【写し】

ア 「許認可一覧表（様式2）」で該当する場合のみ提出のこと。

(4) 使用印鑑届【原本】

※見積、入札、契約等の手続きに実印以外の印を使用する場合のみ提出のこと。

(5) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書【写し可】

申請日から3月以内に発行されたものに限り提出してください。

(6) 納税証明書（国税）【写し可】

◆ 法人：「その3の3」

◆ 個人：「その3の2」

ア 申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

イ 様式は税務署発行のもの（その3-2（個人）、その3-3（法人））とする。

（電子納税証明書の写しでは不可としますので、ご注意ください。）

ウ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

(7) 納税証明書（県税）【写し可】

ア 鳥取県内に営業所または事業所を有する者のみ提出のこと。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。（写し可）

ウ 様式は県税事務所発行のものとする。

エ 証明を受ける税目は、個人県民税を除く全税目とする。

(注) 納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない(申請を受理しない。)ので注意すること。

(8) 納税証明書(町税) 【写し可】

ア 智頭町内に営業所または事業所を有する者のみ提出のこと。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものを提出のこと。(写し可)

◆ 法人：「法人市町村民税」

◆ 個人：「個人町県民税」

(注) 納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない(申請を受理しない。)ので注意すること。

(9) 商業登記簿の謄本【写し可】

◆ 法人：登記簿謄本(全部事項証明書)の履歴事項証明書又は現在事項証明書

◆ 個人：身分証明書・住民票の抄本及び登記されていないことの証明書(後見・補佐・補助・任意後見を受けていないことの証明)

(10) 委任状

※支店等に委任する場合のみ提出のこと。

5 申請に係る注意事項

(1) 申請書は、日本語で作成すること。

(2) 鉛筆での記入は不可とする。

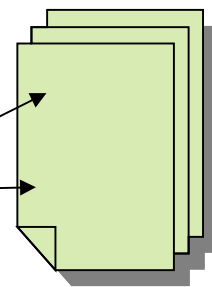
(3) パソコン等で入力し印刷したものでもよい。

(4) 各書類に記載しきれない場合は、別葉とすること。

(5) 原則、申請書はA4縦綴じホチキス留めとすること。

ただし、ホチキス留めが難しい場合は、紐綴じ、フラットファイルでも可。

ホチキス



6 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、2の②随時受付期間により申請を受け付けた者(以下「随時申請者」という。)にあつては、資格の決定を行った日から令和9年3月31日までとする。

7 問い合わせ先

智頭町地域整備課

電話：0858-75-4113 ファクシミリ：0858-75-4124

Mail：kensetsu@town.chizu.tottori.jp

(注) 問い合わせは、極力ファクシミリ又はメールによりお願いします。

問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。

8 その他

提出していただいた申請内容について、一部公開することがありますので、あらかじめご了承ください。